

林業・木材製造業労働災害防止協会
の取組状況

林業・木材製造業労働災害防止協会 改革への取組状況

報告書指摘事項		改革への取組状況等			
組織運営のあり方					
		24年11月迄の実績 (前回会議報告内容)	平成24年12月～平成25年3月	平成25年4月～平成26年3月	平成26年4月～平成27年3月
理事数	<p>理事数については、各団体の規模等を勘案し根拠法に想定されている執行機関とすべく、迅速な意志決定を妨げない数（根拠法に定めている理事数が「5人以上」とされていることに鑑み、中央労働災害防止協会及び建設業労働災害防止協会については10人以内、その他の労働災害防止団体については5人）に削減することにより、労働災害防止団体としての効果的かつ持続可能な事業運営に向け、理事が本来の執行機関としての役割を主導的に発揮できるような取組が必要である。</p> <p>その際には、地域活動の推進役、組織のまとめ役、各地域のニーズ・課題の把握と中央への意見具申等の現在の理事が担っている役割についても、別の形で維持されるよう特段の配慮が必要である。</p>	計画	<p>1. 組織体制等の改革を行うための「林業労働災害防止協会の在り方に関する検討委員会作業部会」（以下「作業部会」という。）を設置して、定款、諸規程の改正を含め具体的検討を行うため設置要綱制定等の準備を行う。</p>	<p>1. 作業部会を開催し、理事数の削減及び理事が本来の執行機関としての役割を主導的に発揮できるような取組について検討する。</p>	<p>1. 平成26年4月23日に第6回作業部会開催（定款・組織部会、諸規程部会合同）を予定している。</p> <p>2. 作業部会の検討結果を踏まえ、理事定数の削減を含めた定款の変更等具体的な対応案を策定する。</p> <p>3. 平成27年通常総代会に対応案を議案として上程するに当たり、理事（支部長）に説明する。</p>
	実績	<p>・「在り方検討委員会」で協会の組織と執行機関として必要な理事数や、現行理事の担っている役割の維持方法について検討（4回開催）し、24年1月に「林業労働災害防止協会の在り方に関する検討委員会報告書」（以下「在り方検討委員会報告書」という。）を取りまとめ、理事定数の削減に向けた検討を行うことを明記した。</p> <p>・平成24年度事業計画において、「改革検討専門委員会報告書」及び「在り方検討委員会報告書」に対応した組織体制等の具体的検討を行うことを明記した。</p>	<p>1. 林業労働災害防止協会の在り方に関する検討委員会作業部会設置要綱を策定した。（平成25年2月4日制定）</p> <p>作業部会は定款、協会の組織等を検討する「定款・組織等分科会」、会計規程等の諸規程等を検討する「規程等分科会」を設置し、協会の組織と財政を見直し、定款や諸規程の改正を含めた新しい組織作りに向けた、より具体的な検討作業を行うこととした。</p>	<p>1. ①取組実績は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回作業部会を平成25年4月9日に開催し、理事数の削減等に向けた具体的検討を開始した。 ・第2回作業部会を平成25年7月3日に開催し、引続き理事数の削減等について検討を行った。 ・第3回作業部会を平成25年10月4日に開催し、理事数の削減等について検討を行い、理事数の削減について委員間のコンセンサスを図った。 ・第4回作業部会を平成25年12月17日に開催し、理事数の具体的な削減数及び機動的な理事会の運営等について検討を行った。 ・第5回作業部会を平成26年2月6日に開催し、理事数削減を実現した場合における、現在理事を兼ねる支部長の役割と地域の意見の反映の方策等の検討を行った。 <p>②理事数は、地域の意見を反映させつつ、理事会が意思決定機関として機動的に運営することが可能な数をめざす。</p> <p>③作業部会の検討内容と検討結果の中間報告を、平成26年2月～3月開催のブロック別支部長会議、3月26日に開催予定の常任理事会において行う。</p>	
	指摘事項に対する進捗状況				検討中

報告書指摘事項		改革への取組状況等			
組織運営のあり方					
		24年11月迄の実績 (前回会議報告内容)	平成24年12月～平成25年3月	平成25年4月～平成26年3月	平成26年4月～平成27年3月
支部	<p>【中災防】現在支部で行っている業務については、地区安全衛生サービスセンター及び本部で対応することも可能であるから、<u>支部を廃止することとして効率化を図るべきである。</u></p> <p>【各業種別団体】一つの法人として本部が全ての支部に対して、<u>監査等、本来あるべきガバナンスを徹底するべきである。あるいは、支部という形ではなく、地域別の関係事業主団体等に適正な形で業務を委託するという形も考えられる。いずれにしても、支部の運営形態について団体において検討がなされるべきである。</u></p>		<p>1. 組織体制等の改革を行うための「林業労働災害防止協会の在り方に関する検討委員会作業部会」（以下「作業部会」という。）を設置して、定款、諸規程の改正を含め具体的検討を行うため設置要綱制定等の準備を行う。</p>	<p>1. 作業部会を開催し、支部の組織体制の検討及び、本部が支部に対し監査等本来あるべきガバナンスの徹底について検討する。</p>	<p>1. 平成26年4月23日に第6回作業部会開催を予定している。</p> <p>2. 作業部会の検討結果を踏まえた組織改正案を策定する。</p> <p>3. 平成27年通常総代会に対応案を議案として上程するに当たり、理事（支部長）に説明する。</p> <p>4. 作業部会の検討結果に基づき、定期的な支部業務監査を実施する。</p>
	計画				
	実績	<p>・平成24年度事業計画において、「労働災害防止団体改革検討専門委員会報告書」及び「在り方検討委員会報告書」に対応した組織体制等の検討を行うことを明記し、平成24年6月の支部事務担当責任者会議において、「在り方検討委員会報告書」と併せて国の報告書指摘事項を説明した。</p>	<p>1. 取組実績は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林業労働災害防止協会の在り方に関する検討委員会作業部会設置要綱を策定した。（平成25年2月4日制定） ・作業部会は定款、協会の組織等を検討する「定款・組織等分科会」、会計規程等の諸規程等を検討する「規程等分科会」を設置し、協会の組織と財政を見直し、定款や諸規程の改正を含めた新しい組織作りに向けた、より具体的な検討作業を行うこととした。 ・第1回作業部会を平成25年4月9日に開催し、組織体制の見直し等について具体的検討を開始した。 	<p>1. ①取組実績は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2回作業部会を平成25年7月3日に開催し、引続き組織体制の見直し等について検討を行った。 ・第3回作業部会を平成25年10月4日に開催し、支部業務の在り方等について検討を行った。 ・第4回作業部会を平成25年12月17日に開催し、支部における契約行為及び経理処理等について検討を行った。 ・第5回作業部会を平成26年2月6日に開催し、支部の契約権限等について専門家の意見を徴し、会計諸規程等の整備のための予備的知識の統一を行った。 <p>②本部・支部が同一組織である共通認識の形成の必要性を確認した。</p> <p>③作業部会の検討内容と検討結果の中間報告を平成26年2月～3月開催のブロック別支部長会議、3月26日開催の常任理事会において行う。</p> <p>④監事及び本部職員による技能講習及びその他安全衛生教育の内部監査を2支部について実施した。支部業務監査については、1. の作業部会で今後の検討課題としているところである。</p>	
指摘事項に対する進捗状況				検討中	

報告書指摘事項		改革への取組状況等			
継続的な事業活動を図るための財務のあり方		24年11月迄の実績 (前回会議報告内容)	平成24年12月～平成25年3月	平成25年4月～平成26年3月	平成26年4月～平成27年3月
会費	労働災害防止団体として必要な事業活動を継続的に図るための団体全体を支える貴重な財源となるよう、これらの会費や会費の使途のあり方について見直すべきである。その際に、会費がどのように使われたのかについて会員に対して公開することや、会員として労働災害防止抑制効果等のメリットを実感できる事業運営の仕組みを構築することも併せて検討することが重要である。	計画	1. 組織体制等の改革を行うための「林業労働災害防止協会の在り方に関する検討委員会作業部会」（以下「作業部会」という。）を設置して、定款、諸規程の改正を含め具体的検討を行うため設置要綱制定等の準備を行う。	1. 作業部会を開催し、会費や会費の使途の在り方及び協会の財政の見直しを図るため会計規程等の改正を含めた検討を行う。	1. 平成26年4月23日に第6回作業部会開催を予定している。 2. 作業部会の検討結果を踏まえ、諸規程の整備、改正等具体的な対応案を策定する。 3. 平成27年通常総代会に対応案を議案として上程するに当たり、理事（支部長）に説明する。
		実績	<ul style="list-style-type: none"> 取組実績は以下のとおり。 林業労働災害防止協会の在り方に関する検討委員会作業部会設置要綱を策定した。（平成25年2月4日制定） 作業部会は定款、協会の組織等を検討する「定款・組織等分科会」、会計規程等の諸規程等を検討する「規程等分科会」を設置し、協会の組織と財政を見直し、定款や諸規程の改正を含めた新しい組織作りに向けた、より具体的な検討作業を行うこととした。 第1回作業部会を平成25年4月9日に開催し、会費や会費の使途の在り方及び会計規程の改正等について具体的検討を開始した。 	<ul style="list-style-type: none"> ①取組実績は以下のとおり。 第2回作業部会を平成25年7月3日に開催し、会費や会費の使途の在り方及び会計規程の改正等について引き続き検討を行った。 第3回作業部会を平成25年10月4日に開催し、会費等の支部収入を本部が一括管理する等の規程の改正等の検討を行った。 第4回作業部会を平成25年12月17日に開催し、本部支部間の財務内容を明瞭にするための財務会計システムの導入について検討を行った。 第5回作業部会を平成26年2月6日に開催し、専門家の意見を徴した結果を踏まえ、会費の算定方法、徴収方法、適正な資金管理等について検討を行った。 <p>②会費について、規程の整備、改正を行い、会費を含めた資金管理の明瞭化について確認した。</p> <p>③作業部会の検討内容と検討結果の中間報告を、平成26年2月～3月開催のブロック別支部長会議、3月26日開催の常任理事会において行う。</p>	
		指摘事項に対する進捗状況			検討中

報告書指摘事項		改革への取組状況等				
継続的な事業活動を図るための財務のあり方						
経費節減	業務及び管理経費の一層の削減に向けた取組を図るべきである。一例を挙げると、広告効果測定を行い、費用対効果の認められない広告は廃止する。刊行物、啓発グッズについては、真に必要と認められるものに厳選し統合する。印刷物、OA機器、消耗品等各団体で共通する物品、役務等の調達については、団体毎に行うのではなく一括して調達する等である。	24年11月迄の実績 (前回会議報告内容)	平成24年12月～平成25年3月	平成25年4月～平成26年3月	平成26年4月～平成27年3月	
		計画		1. 業務及び管理経費の一層の削減に向けた取組を実施するため、以下の経費削減努力を継続する。 ・ 図書、安全衛生用品のアイテムの整理 ・ 印刷、物品購入における競争入札の徹底 ・ 旅行におけるパック商品、割引制度の最大限の活用	1. 業務及び管理経費の一層の削減に向けた取組を実施するため、引き続き以下の経費削減努力を継続する。 ・ 図書、安全衛生用品のアイテムの整理 ・ 印刷、物品購入における競争入札の徹底 ・ 旅行におけるパック商品、割引制度の最大限の活用	1. 業務及び管理経費の一層の削減に向けた取組を実施するため、引き続き以下の経費削減努力を継続する。 ・ 図書、安全衛生用品のアイテムの整理 ・ 印刷、物品購入における競争入札の徹底 ・ 旅行におけるパック商品、割引制度の最大限の活用
		実績	・ 平成23年度から、本部組織見直し、定員削減、給与カット等により人件費を圧縮した。 ・ 物品購入における一般競争入札の実施。 ・ 図書・安全衛生用品で販売実績が少ないものについて、廃版若しくは在庫処分による保管経費削減を行った。	1. 以下の取組を実施した。 ・ 図書、安全衛生用品で販売実績の少ないものについて整理（13点）し、222千円の経費削減効果が生じた。 ・ 印刷、物品購入の競争入札を推進した。 ・ 旅行における割引制度を最大限活用し、276千円の経費削減効果が生じた。	1. 以下の取組を実施した。 ・ 図書、安全衛生用品で販売実績の少ないものについて整理（7点）し、44千円の経費削減効果が生じた。 ・ 印刷、物品購入の競争入札を推進した。 ・ 旅行における割引制度を最大限活用し、989千円の経費削減効果が生じた。 ・ 発送物について、宅配便業者と値引き交渉を行い、契約単価を25～27%減額するとともに、宅配便、メール便の利用に努めた。	
指摘事項に対する進捗状況				取組中		

報告書指摘事項		改革への取組状況等			
業務運営					
目標管理等	<p>団体毎に労働災害の削減数を必達目標として掲げ、これを達成するためには何に取り組みなければならないのか、何を重点とするのか、何を対象にどういった事業を行うべきか等につき、事業計画において具体的な業務目標を設定する等の取組を検討すべきである。</p> <p>また、事業計画の作成に際しては、産業構造・就業構造・産業現場等の変化、労働災害の発生状況、労働者の健康を巡る状況等総合的に勘案することはもとより、<u>参与の意見、利用者や潜在的な利用者層の意見や要望等の情報をきめ細かく把握すると共に、実施に際しては、労働災害の発生状況、アンケートによる利用者の評価や意見・要望及びサービス利用の一定期間経過後の労働災害防止効果など、常に事業の成果や課題を把握し、それに基づく事業の改善を図るなど、PDCAサイクルによる継続的な事業改善を行うことが必要である。</u></p> <p>さらに、各労働災害防止団体が会員事業場の対して行ったアンケート結果を見ると、事業を活用した有用度については概ね高い評価を得ていることから、今後は、<u>研修等の各種事業を単にホームページ等で宣伝するに止まらず、それぞれの事業の価値、すなわち利用することで具体的にどのような効果が見込めるのか及び実際に利用した方の評価や感想などを効果的に利用者層に伝えていくこと等により、利用者の拡大を図るべきである。</u></p> <p>加えて、会員のニーズへの対応の観点からは、最近では、海外に進出する企業が増加しており、これら企業の海外派遣労働者の労働安全衛生水準向上等のため、諸外国の情報収集及び提供の充実化等についても取り組むことを検討すべきである。</p>	24年11月迄の実績 (前回会議報告内容)	平成24年12月～平成25年3月	平成25年4月～平成26年3月	平成26年4月～平成27年3月
			計画		<p>1. 事業計画において具体的な業務目標を設定することについては、5カ年計画において国の12次防を踏まえた目標設定を検討し、併せて達成に向けた年度計画を策定する。</p> <p>2. 引き続き、総合評価委員会による業績評価を実施して事業計画に反映する。</p> <p>3. 事業効果測定方法、検証方法について検討する。</p> <p>4. 事業の利用の効果の伝え方について検討する。</p>
	実績	<p>・林業労働災害防止計画（5カ年計画）に、具体的な災害発生目標件数と重点対策を明記。</p> <p>・外部有識者からなる「総合評価委員会」において、毎年度の業務状況及び業績の評価を実施。</p> <p>・上記評価委員会の意見を次年度の事業計画の策定に反映。</p>	<p>1. 前次5カ年計画期間中の災害発生状況を踏まえ、林業労働災害防止計画（5カ年計画）の計画目標を設定し、労働災害防止重点対策とともにブロック会議で各支部に周知した。</p> <p>2. 平成25年1月に総合評価委員会を開催し、前年度事業計画に基づく業績評価を実施し事業の成果を諮った。また、報告書を理事会、総代会に提出した。</p> <p>3. 総合評価委員会の業績評価結果として、前年度の事業運営について順調に事業を遂行し目的を達成できたと評価を受けた。</p> <p>4. 事業効果測定方法、検証方法についてアンケートの実施と結果の公表等の方法を検討した。</p> <p>5. 林業における中高年労働者安全衛生対策事業における集団指導会において受講者に対するアンケートを実施した結果、5,213人中4,507人から回答を得て、79.5%が役に立ったと評価した。</p> <p>また、振動障害予防のための特殊健診等の定着促進事業において健診実施状況のアンケート調査を実施し、3,415事業場中895事業場から回答を得て、健診の自主的实施と健診実施後の措置について把握し、今後の事業の推進の参考とした。</p>	<p>1. 具体的な災害削減数目標を定めた林業労働災害防止計画を策定し、支部を通じて会員事業場に周知した。月刊情報誌、ホームページで一般に発信した。</p> <p>【平成25年度の労働災害削減目標】 林業労働災害防止計画（H25～H29）で死亡災害36人（林業31人、木材製造業5人）を下回る、休業4日以上死傷災害でH24に比してH29で15%以上減少を旨とし、この目標達成に向けて各年で取り組む。</p> <p>3. 理事会、総代会に評価委員会報告書を報告した。</p> <p>4. 総合評価委員会の業績評価結果として、前年度の事業運営について効率的に事業を遂行し目的を達成できたと評価を受けた。</p> <p>5. 林業事業場における安全衛生推進者等安全衛生対策事業における集団指導会において受講者に対する実施アンケートを実施した結果、2,759人中2,423人から回答を得て、84.7%が役に立ったと評価した。</p> <p>また、振動障害予防のための特殊健診等の定着促進事業において健診実施状況のアンケート調査を実施し、3,336事業場中1,008事業場から回答を得て、健診の自主的实施と健診実施後の措置について把握して、今後の事業の推進の参考とした。</p>	
	指摘事項に対する進捗状況			取組中	

報告書指摘事項		改革への取組状況等				
業務運営						
労働災害防止規程	各業種別団体において、各業種を巡る環境の変化等を踏まえ、適宜、当該規程の見直しを行い必要に応じて変更すること及び、会員の順守状況を定期的に把握すると共に、その順守を担保する仕組みを根拠法第37条に基づき構築すること等により、労働災害防止規程の実効性を高めるべきである。順守を担保する仕組みについては、規程の違反によって発生した労働災害に係る情報に併せて再発防止対策を他の会員にも直ちに公表して同種の災害を防止することや、再発防止のために講習や研修を受講させるなどの取組等が考えられる。	24年11月迄の実績 (前回会議報告内容)	平成24年12月～平成25年3月	平成25年4月～平成26年3月	平成26年4月～平成27年3月	
		計画		1. 年度事業計画において災防規程改正への着手を盛り込む	1. 災防規程改正委員会を設置し、災防規程改正案の検討を行う。 2. 安全管理士及び林材業労災防止専門調査員の現場安全パトロールによる労働災害防止規程順守状況の把握し、安全対策指導を行う。 3. 会員の労働者死傷病報告を把握するため、労働災害発生状況管理システムを構築する。	1. 災防規程改正委員会を開催し、災防規程変更案を策定する。また、災防規程改正申請に向けた準備を行う。 2. 引き続き安全管理士及び林材業労災防止専門調査員による現場安全パトロールによる順守状況の把握と安全対策指導を行う。 3. 労働災害発生状況管理システムの稼働後は、システムのデータを活用した効果的、効率的な安全指導や安全パトロールを実施する。
		実績	<ul style="list-style-type: none"> 労働安全衛生法及び労働安全衛生規則の改正の都度、必要に応じて、労働災害防止規程の改正を実施。 労働災害防止規程の改正時、全会員に労働災害防止規程を配布するなど周知し、労働災害防止規程の順守を徹底。 安全管理士及び林材業労災防止専門調査員の現場安全パトロールを通じて、労働災害防止規程の順守状況をチェックし災害防止対策を指導。 明らかに労働災害防止規程の違反によって発生した労働災害に係る情報については、月刊情報誌「林材安全」、協会ホームページに、労働災害事例として詳細に掲載。 今後の労働災害発生状況管理の基礎データとするため、会員の労働者死傷病報告を把握。 	1. 災防規程改正に向けた検討について年度事業計画に記載し、常任理事会において説明した。	1. 理事会、総代会において災防規程改正の検討について説明した。 また、災防規程改正委員会については、林業に関わる省令改正が当初予定より大幅に遅れたことにより、26年度中に繰り下げて行うこととした。 2. 安全管理士及び林材業労災防止専門調査員による現場安全パトロールを477回実施し、労働災害防止規程の順守状況把握と安全対策指導を実施した。 3. 労働災害発生状況管理システムについてシステムの構築と検証及びデータの整理を実施中であり、平成26年度中に稼働する予定である。	
指摘事項に対する進捗状況				一部取組中・一部検討中		

報告書指摘事項		改革への取組状況等				
業務運営						
安全衛生調査研究活動	各労働災害防止団体は、相互間及び行政機関との労働災害の防止に関する情報の共有化を図るのみならず、(独)労働安全衛生総合研究所等調査研究機関ともコミュニケーションを積極的に図り、労働災害防止に資する有益な情報について会員をはじめ一般にも発信し、災害防止に一層の貢献を果たすよう取り組むべきである。	24年11月迄の実績 (前回会議報告内容)	平成24年12月～平成25年3月	平成25年4月～平成26年3月	平成26年4月～平成27年3月	
		計画		1. 平成24年8月に新設した林業安全衛生技術アドバイザー制度について、労働災害防止事業について助言及び提言するための委員会を開催する。 2. 月刊情報誌及びホームページにより、労働災害防止に資する有益な情報について、会員をはじめ一般にも発信する。	1. 労働災害防止に資する有益な情報を発信するため、テキスト作成委員会制度を創設する。 2. 引き続き、月刊情報誌及びホームページにより、労働災害防止に資する有益な情報について、会員をはじめ一般にも発信する。	1. (独)森林総合研究所の研究職員等林業の安全作業や労働災害防止に精通した専門家を含めたテキスト作成委員会を開催し、今後発行、改訂予定の教材について意見聴取する。 2. 引き続き月刊情報誌及びホームページにより、労働災害防止に資する有益な情報について、会員をはじめ一般にも発信する。
		実績	<ul style="list-style-type: none"> ・従来より、林業における研究専門機関である(独)森林総合研究所と連携し、調査研究を推進。 ・林業、木材製造業の専門的技術を有し、協会の労働災害防止事業について助言及び提言ができる者を林業・木材製造業労働災害防止協会安全技術アドバイザーとして任命する制度を平成24年8月に新設。 ・協会組織を活用して災害発生状況の詳細内容の把握に努め、類似災害等の再発防止の資料として活用。 ・月刊情報誌、協会ホームページに、行政通達、労働災害発生状況、労働災害統計の最新情報を掲載。 	1. 林業安全衛生技術アドバイザー制度による委員を委嘱し、第1回委員会を開催した。 2. 月刊情報誌及びホームページによる有益な安全衛生情報を会員事業場及び一般に発信した。	1. テキスト作成委員会制度を創設するとともに(独)森林総合研究所の研究職員等林業の安全作業や労働災害防止に精通した専門家を委員に委嘱した。 また、テキスト作成委員会を2回開催し、現行の発行教材の問題点と課題について検討するとともに、今後発行、改訂予定の教材について意見聴取した。 2. 月刊情報誌及びホームページによる有益な安全衛生情報を会員事業場及び一般に発信した。 また、車両系林業機械運転業務の省令改正の予定を踏まえ、労働安全衛生教育の専門機関として講師予定者等に対し説明会を実施した。(H25. 8. 6) 更に、改正省令の公布(H25. 11. 29)と施行通達(H26. 1. 15)の発出を踏まえ、支部等に対し説明会を実施した。(H26. 1. 17)	
指摘事項に対する進捗状況				取組中		